

事 務 連 絡
平成 22 年 3 月 31 日

社団法人 日本建設機械化協会 御中

国土交通省自動車交通局技術安全部
技術企画課
環境課

適用整理一覧表の送付について

標記について、別紙のとおり、取りまとめましたので参考までに送付します。

今後適用が予定されている保安基準等(適用整理一覧表)

平成22年3月現在

番号	項目	概要	適用対象	適用年月日(本年適用のものは赤字)
1	長さ、幅及び高さ	自動車の幅の測定に関して、自動車の側面に備える方向指示器(大型貨物自動車の側面中央部に備える方向指示器を除く。)を除いた状態で測定する。	自動車	【製作日】 平成22年4月1日以降
2	かじ取装置	前面衝突によりかじ取りハンドルが車室側に過度に移動しないことや頭部に受ける衝撃の許容範囲の規定を適用。	車両総重量1.5t未満の貨物車 ※平成23年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と、かじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及びかじ取装置に係る改造を行ったもの	【型式指定日】 平成23年4月1日以降 【製作日】 平成28年4月1日以降
3	乗用車の制動装置	ブレーキアシストシステム(BAS)及び機液入り防止装置(ESC)に係る性能要件及び試験方法を新基準に規定し、BAS又はESCを備える自動車にあつては同規定を満たすものでなければならぬこととする。 応急用タイヤを装備している車両について、ブレーキ試験を実施するものとする。	乗車定員10人未満の乗用車(次に掲げるものを除く。) ① 二輪自動車 ② 側車付二輪自動車 ③ 三輪自動車 ④ カタピラ及びそりを有する軽自動車 ⑤ 最高時速28km/hの自動車 ⑥ 被牽引自動車 ※平成23年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに主制御装置の構造が同一であるもの	【型式指定日】 平成23年11月1日以降 【製作日】 平成25年11月1日以降
4	二輪車の制動装置	ABSを装備した車両に対するABS試験方法を規定した協定規則78号の技術要件を適用	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車(最高時速28km/h未満のもの及び被牽引自動車を除く。) ※平成19年6月28日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、燃焼装置の種類及び主要構造、車体並びに主制御装置の構造が同一であるもの	【型式指定日】 平成19年6月18日以降 【製作日】 平成23年6月18日以降
5	電気装置(感電保護)	高電圧からの感電等に対する乗車人員保護に係る技術基準の適用。	電気自動車及びハイブリッド自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、小型特殊自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車並びに燃料電池自動車を除く。)	【製作日】 平成24年7月1日以降
6	車体及び車枠	自動車の端から突出している側面に備える方向指示器(大型貨物自動車の側面中央部に備える方向指示器を除く。)の突出量の規定を適用	自動車	【製作日】 平成22年4月1日以降
7	外装	外装、外装の手荷物搭載用部品、外装の電線送受信用アンテナの技術基準の適用。	乗車定員10人未満の乗用車	【製作日】 平成21年1月1日以降 (平成29年3月31日まで適用を猶予できる)
8	衝突時の車枠及び車体の保護性能(オフセツト衝突(乗用車))	オフセツト衝突時の乗員保護性能に係る技術基準を適用 オフセツト衝突時の乗員保護性能について、乗員ベルトについては、協定規則第16号に適用し、なければならぬことを規定した協定規則第94号と調和	車両総重量2.5t以下の貨物車 ※平成23年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と側面衝突時に掛ける乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったもの	【型式指定日】 平成23年4月1日以降 【製作日】 平成28年4月1日以降

	<p>自動車(次に掲げるものを除く。)</p> <p>① 乗車定員10人以上の乗用車</p> <p>② ①の自動車の形状に類する自動車</p> <p>③ 貨物車(車両総重量2.5t以下であり、かつ、車枠と車体が一体構造のものであって運転室の前方に原動機を有するものを除く。)</p> <p>④ ③の自動車の形状に類する自動車</p> <p>⑤ 二輪自動車</p> <p>⑥ 脚車付二輪自動車</p> <p>⑦ カタビラ及びそれを有する軽自動車</p> <p>⑧ 大型特殊自動車</p> <p>⑨ 小型特殊自動車</p> <p>⑩ 最高速度200km/h未満の自動車</p> <p>⑪ 被牽引自動車</p>	<p>※平成17年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と類別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車体並びに至前部装置の種類が同一であるもの</p>	<p>【型式指定日】 平成17年9月1日以降 【製作日】 平成22年9月1日以降</p>
<p>9</p> <p>衝突時の車枠及び車体の保護性能(歩行者保護)</p>	<p>歩行者保護性能について、ポルネットにおける衝突時乗員保護性能を規定した「独自告示別添9(歩行者頭部保護の技術基準)」を適用。</p>	<p>次のいずれかに該当する自動車</p> <p>① 座席の地上面からの高さ(475mm)以下の自動車</p> <p>② 次に掲げる6項目のうち5項目以上を満たす自動車</p> <p>(1) 地面と自動車の前軸の軸間距離が250mm以上</p> <p>(2) 地面と自動車の後軸の軸間距離が250mm以上</p> <p>(3) 自動車の前軸の軸間距離が車体下部に接する平面と自動車の後軸の軸間距離が250mm以上</p> <p>(4) 自動車の前軸の軸間距離が車体下部に接する平面と自動車の後軸の軸間距離が250mm以上</p> <p>(5) 自動車の前軸下の最低地上高が180mm以上、この場合、軸下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、前軸タイヤの接地点を通り、車体下部に接する内弧の頂点と地面との距離をいう。</p> <p>(6) 自動車の後軸下の最低地上高が180mm以上、この場合、軸下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、後軸タイヤの接地点を通り、車体下部に接する内弧の頂点と地面との距離をいう。</p> <p>③ 保安基準第18条第4項の規定が適用される貨物自動車</p> <p>④ 原動機本体の前部を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後部を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とを結ぶ線とを以て、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転室の前方に位置する自動車</p> <p>⑤ 原動機として、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転室の前方に位置する自動車</p> <p>⑥ 燃料電池自動車</p>	<p>※平成19年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と類別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車体並びに至前部装置の種類が同一であるもの</p>
<p>10</p> <p>衝突時の車枠及び車体の保護性能(側面衝突)</p>	<p>ハニカム構造に関する規定を追加した改正後の独自告示別添24(側面衝突時の乗員保護装置の基準)を適用。</p>	<p>座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車(次に掲げる自動車を除く。)</p> <p>① 乗車定員10人以上の乗用車</p> <p>② ①の自動車の形状に類する自動車</p> <p>③ 車両総重量3.5tを超えるもの貨物車</p> <p>④ ③の自動車の形状に類する自動車</p> <p>⑤ 二輪自動車</p> <p>⑥ 側車付二輪自動車</p> <p>⑦ カタビラ及びそれを有する軽自動車</p> <p>⑧ 大型特殊自動車</p> <p>⑨ 小型特殊自動車</p> <p>⑩ 被牽引自動車</p>	<p>【型式指定日】 平成19年8月12日以降 【製作日】 平成23年8月12日以降</p>
<p>11</p> <p>突入防止装置</p>	<p>突入防止装置の強度試験の負荷荷重を変更(従来の2倍)等</p>	<p>貨物車(車両総重量3.5t以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。)及びボルトレラー</p>	<p>【製作日】 平成24年7月11日以降</p>
<p>12</p> <p>前部折り込み防止装置</p>	<p>前部折り込み防止装置を義務付け</p>	<p>車両総重量3.5tを超える貨物車(三輪自動車、被牽引自動車、全輪駆動車、全輪駆動車及び特殊な装備により装着が困難な自動車を除く。)</p>	<p>【製作日】 平成23年9月1日以降</p>

	座席、座席取付装置に強度、衝撃吸収要件等を規定した協定期則第17号の技術要件を適用。 座席、座席取付装置に強度、衝撃吸収要件等を規定した協定期則第80号の技術要件を適用。 前向き座席、後向き座席及び横向き座席を新たに定義(協定期則第17号の技術要件)	乗車定員10人未満の乗用車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車除く。)、乗車定員11人以上の乗用車(高速道路等において運行しないものに限る。)、及び貨物自動車(最高速度20km/h未満の自動車除く。)	[製作日] 平成24年7月1日以降
13	座席	乗車定員10人の乗用車及び乗車定員が11人以上の乗用車(高速道路等において運行しないものを除く。) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び乗車定員10人以上の自動車を除く。) 貨物自動車 折りたたみ座席についても、協定期則第17号の技術要件を適用 横向き座席の備え付け禁止 後席中央座席に3点式シートベルトを義務付け及び座席ベルト、座席ベルト取付装置に強度、衝撃吸収要件等を規定した協定期則第4号、16号の技術要件を適用。 折りたたみ座席と横向き座席にもベルト装着を義務付け	[製作日] 平成24年7月22日以降
14	座席ベルト等	乗車定員10人以上の自動車、車両総重量3.5t以上の貨物自動車、緊急自動車、乗客輸送車及びキャンピング車を除く。 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車除く。)	[製作日] 平成24年7月1日以降
15	座席ベルト非装着時 姿勢装置	乗車定員10人未満の乗用自動車 ①折りたたみ座席、貨物自動車 ②横向き座席、自動車(乗車定員10人以上の自動車、車両総重量3.5t以上の貨物自動車、緊急自動車、乗客輸送車及びキャンピング車を除く。)	[製作日] 平成26年2月8日以降
16	頭部後傾仰止装置等	自動車(次に掲げる自動車を除く) ① 車両総重量3.5tを超える自動車(乗車定員10人以下の乗用車を除く。) ② 二輪自動車 ③ 側車付二輪自動車 ④ 大型特殊自動車 ⑤ 農耕作業用小型特殊自動車 ⑥ 最高速度20km/h未満の自動車	[製作日] 平成24年7月1日以降
17	年少者用補助乗車装置等	乗車定員10人以上、運転者席及びこれと並列の並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カブトムotor及びキヤリを有する軽自動車並びに旅客引自動車を除く。	[製作日] 平成24年7月1日以降
18	乗降口	乗降口に備える原の寸法、性能要件等を規定した技術基準の適用。 乗員が乗降するすべてのドアにドアロックの装置を義務付け	[製作日] 平成24年7月1日以降 [製作日] 平成24年6月12日以降
19	騒音防止装置	「取り外されているもの」、「切断されているもの」、「内部の騒音低減機構が除去されているもの」、「騒音又は騒音があるもの」に加え、「騒音低減機構を容易に除去できる構造のもの」を新たに禁止 使用過程車及び車行輸入車等のマフラーに対する加速走行騒音防止性能の義務付け。	[製作日] 平成22年4月1日以降

	平成17年排出ガス規制 (新長期規制)	ガソリン車(Nox触媒付ガソリン車(乗用車以外))	(試験モード) 10・15モード+JC08Cモード	【型式指定日】 平成20年10月1日以降 【製作日】 平成22年9月1日以降
	平成21年自動車排出ガス規制 (ポスト新長期規制)	ディーゼル車(乗用車、軽自動車、中量車の一部(2.5t<GVW≤3.5t)) ガソリン車(Nox触媒付ガソリン車(乗用車))	JC08Hモード+JC08Cモード	【型式指定日】 平成23年4月1日以降 【製作日】 平成25年3月1日以降
	平成21年自動車排出ガス規制 (ポスト新長期規制)	ディーゼル車(乗用車、軽自動車、中量車、軽・中量車(GVW≤3.5t)) ガソリン車(乗用車、軽自動車、中量車の一部(2.5t<GVW≤3.5t))	10・15モード+JC08Cモード	【型式指定日】 平成21年10月1日以降 【製作日】 平成22年9月1日以降
	平成21年自動車排出ガス規制 (ポスト新長期規制)	その他の燃料車(乗用車、軽・中量車(GVW≤3.5t))	JC08Hモード+JC08Cモード	【型式指定日】 平成23年4月1日以降 【製作日】 平成25年3月1日以降
	平成21年自動車排出ガス規制 (ポスト新長期規制)	ガソリン車(乗用車) ディーゼル車(乗用車、軽自動車の一部(12t<GVW)) その他の燃料車(乗用車、軽・中量車(GVW≤3.5t))	JE05モード	【型式指定日】 平成21年10月1日以降 【製作日】 平成22年9月1日以降
	平成21年自動車排出ガス規制 (ポスト新長期規制)	ディーゼル車(乗用車、軽自動車の一部(3.5t<GVW≤12t)) その他の燃料車(乗用車、軽・中量車(GVW≤3.5t))	大特8モード	【型式指定日】 平成20年10月1日以降 【製作日】 平成22年9月1日以降
	平成21年自動車排出ガス規制 (ポスト新長期規制)	軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力56kW以上75kW未満)		【型式指定日】 平成23年10月1日以降 【製作日】 平成25年4月1日以降
	平成22年特殊自動車排出ガス規制	軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力75kW以上130kW未満)		【型式指定日】 平成24年10月1日以降 【製作日】 平成26年11月1日以降
	平成22年特殊自動車排出ガス規制	軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力56kW以上75kW未満)	大特8モード、NRTOモード、8モード黒煙、無負荷急加速減速	【型式指定日】 平成24年10月1日以降 【製作日】 平成26年4月1日以降
	平成22年特殊自動車排出ガス規制	軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力37kW以上56kW未満)		【型式指定日】 平成25年10月1日以降 【製作日】 平成27年11月1日以降
	平成22年特殊自動車排出ガス規制	軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力19kW以上37kW未満)		【型式指定日】 平成25年10月1日以降 【製作日】 平成27年9月1日以降
	平成22年特殊自動車排出ガス規制	ハイブリッド乗用車 ① 乗用車の乗用車(乗用車)に「オパシメータ測定」と記載されているもの(特殊自動車を除く) ② 乗用車の乗用車(乗用車)に「乗用車」を記載しているもの(特殊自動車を除く) ③ ポスト新長期規制適合を示す排出ガス記号(3桁の排出ガス記号)が付けられているもの		平成22年10月1日以降

21	前照灯	グレア光(対向車等に与える眩しさ)等の要件について規定した協定期間98号及び112号を適用	自動車(次に掲げるものを除く。) ① 最高速度20km/h未満の自動車 ② 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車 ③ 最高速度35km/h未満の大型特殊自動車 ④ 二輪自動車、側車付二輪自動車 ⑤ 農耕作業用小型特殊自動車 ⑥ カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。	【製作日】 平成26年10月1日以降 (型式指定自動車等の新規検査時のみ)
22	前部霧灯	自動車に備える前部霧灯について、LEDミネーテルを光源とする場合は、UV放射試験等を採用	自動車	【製作日】 平成25年7月11日以降 (型式指定自動車等の新規検査時のみ)
23	側方照射灯	側方照射灯の性能要件を規定した細目告示別添102(側方照射灯の灯火の色、明るさ等に関する技術基準)を新たに適用	乗車定員10人以上の乗用車及び3.5tを超える貨物車	【製作日】 平成27年4月1日以降 (型式指定自動車等の新規検査時のみ)
24	尾灯、制動灯、方向指示器	尾灯、制動灯、方向指示器の個数の変更(尾灯及び制動灯については2個又は4個から2個、方向指示器については自動車後面面に1個ずつ又は2個ずつから1個ずつに変更)	自動車	【製作日】 平成24年1月1日以降 (型式指定自動車等の新規検査時のみ)
25	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付位置	方向指示器の光源が断線した場合の警告作動条件の見直し 可動構成部品をあらゆる固定位置において、前部反射器及び後部反射器の照度50%を超えて照つてはならない 光源及びビームが取付けられていない灯火器の定義の明確化 制動灯と方向指示器の基準軸方向のみかけの表面が重なりあってはならない 自動車製作等時は、前照灯、制動灯及び尾灯に供給する電圧が一定の要件に適合していることを証明するものとする	自動車	【製作日】 平成23年1月1日以降 (型式指定自動車等の新規検査時のみ)
26	大型後部反射器	すべての大型後部反射器の性能要件及び取付要件について、最新の協定期間70号の技術要件を適用	車両総重量が7トン以上の貨物車	【製作日】 平成23年9月1日以降
27	再燃反付材	防水布等の柔軟な部材に貼付する再燃反付材について柔軟性試験の実施を義務付け 給油表示灯再燃反付材に「部分輪郭表示再燃反付材」に関する規定を追加	乗車定員10人以上乗用車、車両総重量が750kgを超える貨物車及び牽引自動車	【製作日】 平成24年1月1日以降 (型式指定自動車等の新規検査時のみ)
28	補助制動灯	補助制動灯の装備義務付け	車両総重量が3.5t以下の貨物車(バン型の自動車に限る。)	【製作日】 平成22年1月1日以降
29	後退灯	後退灯の取付高さを1200mm以下とする。 後退灯の取付個数を2個以下から2個、3個又は4個に改正	自動車 長さ6mを超える乗用車及び貨物自動車	【製作日】 平成23年1月1日以降 【製作日】 平成28年1月1日以降

30	旅客自動車運送事業用自動車	アクセル・インターロック装置等の装着について規定した細目告示別添106「ワンマンバスの構造要件」を新たに適用	旅客自動車運送事業用自動車のワンマンバス	【製作日】 平成24年7月1日以降
31	原動機付自転車の制動装置	常温時制動試験時に、前後回時制動試験等を規定した指定規則第78号の技術基準を適用	原動機付自転車 ※ 平成19年6月28日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車体並びに主制動装置の構造が同一であるもの	【型式指定日】 平成21年6月18日以降 【製作日】 平成23年6月18日以降
32	原動機付自転車の消音器	「取り外されているもの」、「切断されているもの」、「内部の騒音低減機構が除去されているもの」、「破線又は虚線があるもの」に加え、「騒音低減機構を容易に除去できる構造のもの」を新たに禁止	内燃機関を原動機とする原動機付自転車	【製作日】 平成22年4月1日以降

※1の型式指定自動車の適用年月日については、【製作日】と同じ

※2には型式指定自動車以外に新製届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を含む